

東浦町大学連携創生事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大学（大学院及び短期大学を含む。以下同じ。）の教員及び学生が行う事業又は活動であって、本町の創生に資するものに補助金を交付することにより、若者の活躍を推進し、もって地域課題の解決及び地域の活性化に寄与することを目的とする東浦町大学連携創生事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、東浦町補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象者は、大学の教員又は学生で構成される団体で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 宗教、政治又は営利活動を目的としていないこと。
- (2) 東浦町暴力団排除条例（平成23年東浦町条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者を利する団体及び当該暴力団員又は当該暴力団員と密接な関係を有する者が構成員である団体ではないこと。
- (3) 町が交付する別の補助金の交付を受けていないこと。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次条に定める補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（千円未満の端数が生じた場合は、それを切り捨てた額）とする。ただし、1件につき30万円を限度とする。

- 2 補助金の交付回数は、同一の団体による同一の活動に対し、1年度に1回とし、3回を限度とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、次の要件を満たす事業又は活動を実施するために必要な経費のうち、別表に掲げるものとする。

- (1) 東浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に資するもの
 - (2) その他町長が必要と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業又は活動に係る経費は補助の対象となる経費としない。
 - (1) 特定の団体又は個人のみが利益を受けるもの
 - (2) 宗教、政治又は営利活動を目的とするもの
 - (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるもの

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとするもの（以下「申請者」という。）は、町長が定める期日までに補助金等交付申請書に次掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 団体構成員の名簿

- (2) その他町長が必要と認める書類
(実績報告)

第6条 申請者は、補助事業等が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月末日のいずれか早い期日までに、補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
(2) その他町長が必要と認める書類
(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和2年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

1 報償費	講師謝金等
2 旅費	交通費、宿泊費等
3 需用費	消耗品費(教材代及び資料代を含む。)、印刷製本費等
4 役務費	通信運搬費、筆耕料、保険料等
5 委託料	会場設営委託料等
6 使用料及び賃借料	会場使用料、機械・器具借上料等
7 その他の経費	町長が必要と認めるもの